

# みんなの希望をミライへつなごう

保育従事者のあなたへ

# 保育のイマを知ろう ミライを創ろう

日々の業務、お疲れさまです。いつも子どもたちのために尽くしていたいただき、本当にありがとうございます。  
保育という仕事に誇りを持ち、一生懸命だからこそ、悩むことやモヤモヤすることもあるでしょう。  
このパンフレットの中で説明してきたように、保育は『国が責任を持つて行う公的事業』です。

なのに、そこで頑張っている保育従事者の処遇、待遇、  
そして社会的地位は決して高いとは言えないのが現状。  
さらには少子高齢化が急速に進んでいる中、次世代の担い手確保がどんどん難しくなっていく……  
そんな未来は誰も望んでもいいはずです。

憧れの保育従事者になるという夢をかなえたあなたが、その誇りを手放さず働き続けるように。  
子どもたちの笑顔がずっと輝き続けるように。まずは『私たちが置かれている保育業界の現状を  
理解し、改善していくための一歩を一緒に踏み出したい!』という思いで、このパンフレット  
を作りました。“家庭に、街に、社会に、子どもがいるって幸せだ!”そんな流れが巻き起こるように、  
共に学び、協力し合って、声を上げ、行動していきましょう。



動画で学ぼう!



吉岡伸太郎先生のわかりやすい解説で、  
保育業界の課題をもっとよくぞろぐ!  
いいね!&チャンネル登録よろしくお願いします。



「吉岡伸太郎と保育の未来を考える会」

保育業界の課題を知り、  
解決のため声を上げよう!



一般社団法人 長崎県保育協会  
予算対策部会

# 夢がかなって、あこがれの保育従事者に！



、せんせーい！／

- ・子どもの成長に貢献やりがい
- ・子どもの笑顔が元気の素！
- ・卒園後、大きくなつて感動の再会
- ・仕事もプライベートも充実した生活
- ・自分が親になつても統けたい

## 今からの課題は....

02

## 終わらない仕事....

- ・残業しないといふから業務量...
- ・アシスタントをする時間がない...
- ・結婚、出産して就職が叶わないのかな...

そもそも足りていないってこと？



開所時間 × 労働時間の課題！

保育施設が開所していないければならない時間は、1日11時間/週6日と国によって決められています。

一方で、保育士の労働時間は1日8時間。



そうなんです。保育施設の開所時間に対する保育士の労働時間が合っていない上に、さきほど話したようにギリギリの人数で保育している。「だから、おのずと1人あたりの業務量が大きくなり、残業が増えてしまっているんですね。私たちにはこれを8分の11問題”“40分の66問題”と呼んでいます。

1日の開所時間 11時間 1週間の開所時間 66時間  
1日の労働時間 8時間 1週間の労働時間 40時間

待って、1人で保育するなんて無理じゃない？

全員に目が行き届かないから不安...  
・もつと一人ひとりと向き合いたい...  
・体力的にもキツイ...  
・体力的にもキツイ...

実は  
配置人数の課題！

<施設定員>		<調理員数>	
0歳児	... 3人につき1人	40名以下	1名
1～2歳児	... 6人につき1人	41～150名	2名
3歳児	... 10人につき1人	151名以上	3名 ※ ※3名、内1名は非常勤
4～5歳児	... 30人につき1人		

01

今から課題は....

<保育士数>		<施設半数>	
0歳児	... 3人につき1人	40名以下	1名
1～2歳児	... 6人につき1人	41～150名	2名
3歳児	... 10人につき1人	151名以上	3名 ※ ※3名、内1名は非常勤
4～5歳児	... 30人につき1人		

どうですよね。子どもたちの安全確保だけでなく、保育の質向上、子育てアレギーが広がるなど多くのことが求められる。それが保育施設の現状。なのに、特に4・5歳児の配置基準は社会福祉法成立時(昭和23年)から一度も変わっていない。そのためにも保育士のためにも、時代に合わせた改善が必要なんですね。

今この配置基準の人数だけで保育の質を確保するのは難しいのが実情。そのため、多くの保育施設では基準以上の人数の保育士を配置しています。しかし、國から保育施設に入っている人件費は、配置基準の人数分だけ。だからどうしてか、実際「1人の保育士がもらえるお給料は低くならざるを得ない」というわけなんですよ。

実は  
保護者の要望、けっこうあるよね...

保育の認解という課題！

保育とは“国の責任において子どもたちの育ちと命を守る”という考え方に基づいた公的事業。保育施設は法律に基づいて設置され、認可された保育所は市町村から委託を受けている。つまり、それ

・保護者との利用の契約関係  
・保育施設と市町村との委託・受託の関係  
・保育施設と保護者・保育を提供するややされる関係

の関係性は...



そうですね。この事実が保育従事者にも保護者にも浸透していないために、保育が“サービス業”だと誤解され、保育従事者と保護者が“店員さんとお客様”の関係のようになってしまうのがちなんんです。まずは私たちの保育従事者が、「保育はサービス業ではない。子どもの育ちと命を守る公的事業である！」ということを認識し、国が定めた法律・制度・政策・予算が保育現場と密接な関わりを持つることを理解するのが大切です。

保育士の数は、乳児のおおね3人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満のおおね六人につき一人以上、満三歳以上満五歳未満のおおね二十一人につき一人以上とするただし、その差額はべきなり。  
(厚生効率省令第13条第1項の規定による)

PICK UP ! /

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育者の分担又は保育その他の理由により、その差額はべきなり。  
(厚生効率省令第13条第1項の規定による)

一方で、保育士の労働時間は1日8時間。

(厚生効率省令第24条第1項は別途)